

## 第6回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年9月6日(金)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所7階会議室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 14名
  - 2番 山 寄 和 雄
  - 3番 栗 原 寛 光
  - 4番 陸 野 光 男
  - 5番 小 泉 勝 彦
  - 7番 石 渡 正 明
  - 8番 関 巖
  - 9番 渡 邊 美代子
  - 10番 田 中 幸 一
  - 11番 切 替 一 弥
  - 12番 渡 辺 義 一
  - 13番 注連野 千佳代
  - 14番 時 田 善 夫
  - 15番 中 山 明
  - 16番 森 田 菊 雄
- 5 欠席委員 2名
  - 1番 小 倉 哲 也
  - 6番 石 川 和 利
- 6 出席事務局職員 4名
  - 伊藤事務局長
  - 齊藤主幹
  - 山田主査
  - 高品主査

## ◎開 会

令和元年9月6日午後2時00分 開会

○事務局長（伊藤恵一君） それでは、皆様、本日はお疲れさまでございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） どうも皆さん、こんにちは。大変忙しい中、また暑い中、お集まりくださいまして、まことにありがとうございます。きょうは案件が少ないのですけれども、よろしくお願いいたしますと思います。また、農地パトロール、あるいは利用状況調査等々、大変暑い中をご苦労さまでございます。そちらのほうもひとつよろしくお願いを申し上げまして、挨拶といたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局長（伊藤恵一君） 会長、ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） しばらくの間、進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまより第6回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は16名中14名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。1番、小倉哲也委員、6番、石川和利委員。

## ◎議事録署名委員の指名

○議長（小泉勝彦君） 続きまして、日程第1、議事録署名人の指名を行います。

14番、時田善夫委員、15番、中山明委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

## ◎議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

初めに、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1及び議案第1号の2については、関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号1及び整理番号2については、関連がありますので、一括してご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、市外の法人が市内在住の個人から農地2筆を賃貸借し、太陽光発電設備用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係は議案記載のとおりです。

なお、本件については令和元年8月20日に申請書の提出がなされております。

次に、総会資料1ページの位置図をごらんください。申請地は、平岡小学校の南東側約1.8キロメートル、平川保育所の東側に位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

次に、総会資料2ページをごらんください。土地利用については、整地のみで造成は行いません。基礎は、グランドスクリーという杭を打ち込み、アルミ製の架台を設置し、太陽光パネル390枚を設置する計画です。

排水関連については、雨水のみで自然浸透させる計画となっております。

所要資金については、自己資金及び金融機関からの借入れにより賄う計画となっております。

総会資料3ページに現地の写真を添付しております。

なお、事業用太陽光発電設備の設置に係る協議関係では、袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインに基づく事前協議が市の環境管理課において行われており、既に事前協議が終了した旨を令和元年8月13日付の事前協議終了通知書で確認しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

16番、森田菊雄委員。

○会長職務代理者（森田菊雄君） 16番、森田です。昨日、注連野委員さんと2人で現地確認、現地で説明を受けました。高谷の方の畑に〇〇〇のほうの業者の方が借りて太陽光発電をつくりたいというような説明でした。

農業委員の関係としては、排水とか草等の説明を受けました。工事としては、下にシートを敷くとか砂利を敷くとかはしないということで、そのままのところに打ち込むということですので、排水等については現状と同じだろうなということで、問題ないだろうということになりました。

あと、草関係については、隣に平川保育所がありますので、特に気をつけて草を刈ってきれいに管理をしてもらいたいということをお願いしました。

注連野さんと協議して、問題がないだろうということで引き揚げてまいりました。

以上でございます。よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した13番、注連野千佳代委員から補足説明があればお願いします。

○13番（注連野千佳代君） 13番、注連野です。きのう2時に待ち合わせで、設置会社の〇〇〇〇〇〇〇〇という会社の3名の方とお話しさせていただいて、いろいろ聞きました。私到着したときは、ちょうど草刈り中でして、現地の写真を見ると、まだ草がちょっと伸びているような状態でしたが、これを刈って一応きれいになっているようなところでした。太陽光発電設置に関しては、今住民説

明会も必ず開催しなければいけないということで、開催しまして、この隣地の平川保育所の方ももちろんいらっちゃって、あと住民の方とかも、要望がやっぱり草の管理とかが多かったということで、それは設置業者の〇〇〇〇〇さんとお話したわけなのですが、結構そういう声があったので、しっかり伝えていきますということでした。

あと、ここに設置するソーラーは、いわゆるシルバーのぴかぴか光るようなものではなくて、黒い面のものだそうで、ちょっと周りの方で反射を心配する声もあったそうなのですが、それは問題ありませんと。あとは、周りの気温が上がってしまうとか、そういうこともありませんという話でした。

場所も今農地で活用されている場所でもありませんので、幹線道路沿いで、特に問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

渡辺さん。

○12番（渡辺義一君） 12番、渡辺です。よろしく申し上げます。

これ一応農地に建つということなのですからけれども、農地に建つ場合は1面あったら1面あけて、1面あって1面あけるみたいな形をよく見かけるのですが、これはそういう形ではないのですか。全面張り。

○13番（注連野千佳代君） これモジュールが全部つながっているということです。

○12番（渡辺義一君） これが1面あって1面ない、1面あって1面ない。

○15番（中山 明君） こういう全面というのはない。

○議長（小泉勝彦君） どうぞ。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。渡辺委員さんから、総会資料2ページの土地利用計画図を見られていて、この図面がちょっと今回のケースは問題ないのかということなのですが、このつくりで何か問題があるということは特にはないです。太陽光の設備として何か不備があるというと、特にはこのつくりはないです。このとおりに施工してもらえれば、許可はおけるつくりになっております。

○議長（小泉勝彦君） ほかに何か。

どうぞ。

○8番（関 巖君） 8番、関ですけれども、第2種農地の場合は、太陽光パネルは許可の対象ですか。

○議長（小泉勝彦君） どうぞ。

○事務局（高品吉朗君） 第2種農地になりますので、太陽光の転用申請は受け付けが可能になります。

○議長（小泉勝彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1ないし2について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1ないし2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第1号の3ないし議案第1号の6については、関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号3ないし6については、関連がありますので、一括してご説明いたします。

議案の1ページから2ページをごらんください。本件は、市外の法人が市内及び市外在住の個人から農地6筆を買い取り、建築条件つき売買住宅用地として整備しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、建築条件つき売買住宅用地の事業面積は、全体で6,076.7平方メートル、そのうち農地面積は5,827平方メートルとなっております。

本件については、令和元年8月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料4ページの位置図をごらんください。青色のマーカーがついている資料になります。こちらの4ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ヶ浦駅からは南東側約1キロメートル、昭和中学校からは南西側約570メートルの場所であり、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料6ページの土地利用計画図をごらんください。建築条件つき売買住宅用地として25区画を計画しております。

造成計画については、場内の土を移動させて整地を行い、外部からの土の搬入はありません。

排水関連については、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理後、雨水とともに宅地ますにより道路側溝に放流する計画となっております。

所要資金については、自己資金及び金融機関からの借りで賄う計画となっております。

総会資料8ページから13ページには、譲り受け人が令和3年8月末までに販売ができなかった分譲

地がある場合に建築する木造平家建て戸建て住宅の平面図及び立面図を添付しております。

総会資料14ページには現地の写真を添付しております。

また、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告していただきます。

中山運営委員会委員長、お願いします。

○運営委員会委員長（中山 明君） 15番、中山です。ただいまの案件について、運営委員会の内容についてご報告いたします。

議案第1号の整理番号3ないし6についてですが、市外の法人が市内及び市外在住の所有者6名から農地を売買により所有権移転し、建築条件つき売買住宅用地に転用したいとする案件でございます。8月の30日に運営委員会を開催して現地調査及び関係者から状況確認をするとともに、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

現地確認は、8月の30日の午後1時45分から実施いたしました。現地では、申請者及び工事設計者に出席いただき、申請農地の確認をするとともに、事業説明をしていただき、質疑応答を行いました。

主な質疑内容ですが、建築条件つき売買住宅用地の事業面積に関する質問があり、事業面積は農地以外の、そこにまた山林が少しあるため、含めると6,076平方メートルあり、そのうち農地面積は5,827平方メートルになるとの説明を受けました。

また、出席した地権者に対していつまで畑をやっていたかというのを聞いたところが、平成16年まで養鶏を営んでおりましたが、その後は妻が畑として利用し、残りの部分はトラクターでうなっていたとの説明を受けました。

審査会は、午後2時半から市役所のこの会議室において申請者及び工事設計者に出席していただき、行いました。事務局からの議案説明を受けた後、申請人及び代理人から事業説明を受け、続いて委員から質問があり、説明をしていただきましたので、その主な内容についてご報告したいと思います。

工事設計業者からは、申請地には6メートル幅の道路や各区画に雨水抑制装置と合併浄化槽をつくる計画となっているとの説明を受けました。また、開発に伴う隣接する農地所有者には事業説明を行い、了解を得ているとのことでした。

質疑では、建築条件つき売買についての質問があり、ことしの4月から建て売り住宅の農地転用にかかわる取り扱いに規制緩和があり、この要件に基づいて申請を行ったとの説明がありました。

地元推進委員からは、申請地は休耕中で、農地としての利用はなく、地権者も開発に異議がないということで、隣接する農地にも影響はないという計画になっていることから、問題ないのではないかという意見がありました。

運営委員会委員による採決の結果でございますが、運営委員全員一致にて許可すべきものということになりました。皆様のご審議をお願いいたします。

以上、報告をいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでございました。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3ないし6について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3ないし6については許可相当と決定いたします。

◎議案第2号 令和元年度第6次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第2号 令和元年度第6次農用地利用集積計画書（案）の承認について議題といたします。

議案第2号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。それでは、議案第2号 令和元年度第6次農用地利用集積計画書（案）についてご説明いたします。

この令和元年度第6次農用地利用集積計画書（案）については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものになります。

それでは、農用地利用集積計画書（案）の9ページをごらんください。今回の申請は、利用権設定が6件で、そのうち通常の利用権設定が3件、農地中間管理事業による利用権設定が3件となっております。

利用権設定を受ける方の面積は合計で193.56アール、1万9,356平方メートルとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、こちらの資料の1ページから8ページに記載のとおりとな

っておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の12ページをごらんください。農業経営基盤強化促進法による所有権移転は1件で、合計面積19.66アール、1,966平方メートルとなっております。

所有権設定の詳細内容につきましては、資料の10ページから11ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。賛成全員でございます。

よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

#### ◎報告事項

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局の齊藤です。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和元年7月1日から7月31日までで1件でございます。

続きまして、協議報告第2号について報告いたします。4ページから5ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和元年7月1日から7月31日までで7件でございます。

続きまして、協議報告第3号について報告いたします。6ページをごらんください。農地法第18条



第6項の規定による解約の通知があり、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和元年7月1日から7月31日までで1件でございます。

報告は以上でございます。

◎その他

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員さんから何かございますか。

石渡さん。

○7番（石渡正明君） 7番、石渡です。農地法と直接関係がないことだと思いましたが、議案の中では質問しなかったのですけれども、運営委員会の案件がございまして、このたび平成31年の4月から農地転用許可の取り扱いの改正があったということで、従来であれば建て売り分譲のみ許可可能だったものが宅地のみの分譲も可能になったという、そういう改正がありました。今回上がってきた案件で、2つご質問がございます。

1つは、25区画の宅地にして分譲するということですが、この議案ですと先ほどの（3）、転用許可した土地で売れ残った区画があった場合には、転用事業者が責任を持って住宅を建設するという、全て売れなかった場合を前提とした案なのかというのが1つ。

もう一つは、場所から考えて、もし仮にそうだとしたら、平家が25棟建つというのは考えられないような気がしたのですけれども、その点について。農転することに関しては、全く異議はございませんが、2年ぐらい前ありましたね。当初の案だと平家で申請したのですが、実際現地行ってみると、2階建てが建っていたというところがあったので、今後のこともありますので、ちょっと質問させていただきます。

○議長（小泉勝彦君） どうぞ。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。まず、1つ目の質問で、石渡委員さんから25区画の分譲で、全て売れなかったら25区画とも家を建てる計画なのかという件なのですが、それについてはそれが条件になっておりますので、例えば土地が売れなかった場合は〇〇〇〇〇〇さん、この譲り受けの方が全て責任を持って家を建てるという計画になっております。それで、資金面とも確認をして、そういった資金も一応賄える資金計画にもなっていたので、オーケーを出しているというものになります。

2つ目の今のこのご時世で全て平家住宅を建てるのは本当かというところなのですが、運営委員会のときでもそういった質問が出たのですけれども、今2階建ての住宅も多いのですけれども、平家住宅の需要も結構ふえてきているということで、高齢化されてきていますので、2階までの上りおりとかが結構大変になってきて、今平家住宅の需要がふえているということでそのときの回答がありまし



それに関連するのですが、6月に〇〇〇〇〇〇〇、ここの案件で出て、私現地確認ということで、許可になりました。そのときの話ですと、土の搬入はないと、碎石のみ敷いて、田んぼ側にはコンクリートブロック、これ小倉委員の質問だったのですけれども、ブロックをやって田んぼに影響ないという話になっていました。もう先月、お盆過ぎから工事始まって、きょうも来るとき見てきたのですが、1メートル以上の山砂の搬入をしております。あと、アスファルトのはつったものとかRC、コンクリートの碎片、そういったものを敷いて、1メートル以上土盛りをしてあるのです。それから、田んぼ側は土ののり面のままです。コンクリートブロックで土が流れないようにという話だった、事務局の説明だったのですが、それはなされていない。そういうことで、許可をしたときの条件と違うことが行われています。そういったこともありますので、先ほど言った許可後の確認、これをきちっとやるということが1つと、実際今〇〇〇〇〇〇〇の案件、これちょっと調査したほうがいいのではないかなということなのです。

○議長（小泉勝彦君） どうぞ。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局の齊藤です。許可後の現場確認ということですが、農地転用では、県の農地転用事務指針に転用許可後の事務の流れがありまして、工事完了報告書や進捗状況報告書を提出させて事務局が現地確認するというようなフローがあり、それにのっとって現場確認しています。

○議長（小泉勝彦君） どうぞ、山田君。

○事務局（山田尚史君） 農地法3条のほうにつきましては、農地法3条による所有権移転の際に自分で耕作をすることということで誓約をいただいているところであり、ちょうど今現在やっているところでもありますけれども、毎年の農地パトロールの際に市内全域の農地につきましてちゃんと利用されているかどうかの確認を行っておりますので、その際に問題があればまたその指導を適時行っていくという形でやっております。

以上です。

○事務局（齊藤秀夫君） 例えば農地造成の完了報告では、運営委員会や農業委員会で現場確認し、県へ進達する流れになっています。あくまでも工事が終わると工事完了報告が上がって、現場を確認して、それで県のほうに進達し、同時に転用事実確認証明書の申請がありますので、それに対して証明書を発行し、地目を非農地に変更するというような流れになっております。

問題なのは、転用許可後から工事完了報告書が提出されるまでの間の現場確認なのですが、事務局のほうでも現場を見ていきたいというふうに考えております。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局長（伊藤恵一君） 事務局の伊藤です。関委員からのまず1点目が、倫理の通報のお話だったですね。それは、現在まとめておりまして、きょうはちょっと報告出せないのですが、次回には皆さんの前で、この場を出して申し合わせ事項ということでご了解いただける運びとなっております。それを次の意見交換会の際には委員さんと推進委員さん全部にまたお願いしたいと思っております。

そして、2点目の〇〇〇〇〇〇の案件です。これ委員が現地確認して、現在の進行状況見て今ご指摘いただいたかと思えます。事務局のほうから事務の流れなどをお話しさせていただいたところではありますが、途中で条件とちょっと違うようなところが見えるということでしたら、早々にまた確認行ってみて、それは早目に是正ができるものは対応していきたいと思っております。

○8番（関 巖君） よろしく申し上げます。

○議長（小泉勝彦君） では、その辺は事務局、よろしく願いいたします。

ほかに委員さんから何かございますか。

どうぞ。

○会長職務代理者（森田菊雄君） 16番、森田です。今の質問に関連するのですが、農業委員として現地、特に地元の許可とかがあった場合に、工事が始まると、そういうのを監視するとか、そういう仕事というのは農業委員というのはどの程度責任があるのですか。

○議長（小泉勝彦君） 今わかりますか。

では、申し上げます。

○事務局長（伊藤恵一君） 事務局、伊藤です。森田委員からお話がありました監視という言葉だったのですが、まずは見守っていただいて、この審議の内容と異なるような状況が見受けられれば、事務局のほうに一報いただければと思います。いきなり行ってトラブルになる、中には怪しい事業者がいるということも考えられますし、また何らかのやむを得ない事情があつてちょっと違う行為が出ているのかもしれないので、まずは見ていただいて、ちょっと差異がある、おかしいなというときは、事務局に一報いただければと思います。私どもが確認して対応して、場合によってはまたこの総会の席上で報告なり、対応状況を逐次報告させていただきます。

○議長（小泉勝彦君） ほかに何かございますか。

申し上げます。

○14番（時田善夫君） 14番、時田です。もう日にちがたってしまいましたけれども、地元で担当ということで、田んぼの売買、買う方と立ち会いして、その結果をここで何月の総会かな、で皆さんに諮っていただいたら、皆さん賛成ということですがけれども、今度私が立ち会ったその人に私のほうから総会でこれ通りましたよと言ったほうがいいですか。もう日にちがたってしまったので、あれですけども、ちょっと気になった。

○議長（小泉勝彦君） 申し上げます。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。農地の所有権の移転があったケースについて、許可が出たことの連絡ということですがけれども、総会終了後に許可証の発行につきまして事務局内で決裁をとりまして、そちらの決裁のほうを通りましたら発行可能となった段階で代理人さんまたは代理人さんがいない場合には申請者、譲り受け人、譲り渡し人のほうに事務局のほうからでき上がりましたのでということでご連絡のほうが行くようになっておりますので、そのあたりは事務局のほうから連絡さ

せていただきますので、大丈夫です。

○14番（時田善夫君） では、農業委員のほうから、私のほうから直接その方に連絡しなくてもいいですか。わかりました。

○議長（小泉勝彦君） ほかに何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 事務局のほうから何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

#### ◎閉 会

○議長（小泉勝彦君） これをもちまして第6回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後3時00分 閉会